

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の基本的考え方

### 1.1 計画改定の趣旨

本市では、豊かな自然環境を巡る複雑多様化した環境問題に対応するため、平成20(2008)年3月に「指宿市環境基本計画」を策定しました。その後、平成28(2016)年3月には、環境を巡る情勢の変化や新たな課題等に適切に対応するため、「みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまちいぶすき」を望ましい環境像として、「第二次指宿市環境基本計画」を策定し、各取り組みを進めてきました。

「第二次指宿市環境基本計画」の計画期間が満了するまでの間、国内外における環境を取り巻く情勢は大きく変化し、脱炭素・生物多様性\*・資源循環を統合した、持続可能な社会への構造転換が国家戦略として本格化しています。

令和6(2024)年5月に国によって策定された「第六次環境基本計画」では、環境を社会・経済の基盤と捉え、ウェルビーイング\*の向上と循環共生型社会の実現を最上位目標に掲げています。脱炭素分野では、令和7(2025)年に「地球温暖化\*対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」、「GX\*2040ビジョン」が策定され、2050年ネット・ゼロに向けた中長期戦略が明確化されました。生物多様性\*分野では、国際目標である昆明・モントリオール生物多様性\*枠組(GBF)を踏まえ、ネイチャーポジティブ\*の実現に向けた「ネイチャーポジティブ\*経済移行戦略」が策定されています。資源循環分野では、サーキュラーエコノミー\*への移行を柱に、「プラスチック資源循環法」の施行や「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定が進められました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、本市では、これまでと同様に足元での市の取り組みを着実に進めることを前提として、生活環境、脱炭素、生物多様性\*、資源循環といった従来の枠組みを横断し、官民連携の下で総合的な環境施策を推進するための新たな環境基本計画を策定しました。

## 1.2 計画の位置付け

「第三次指宿市環境基本計画」は、国の「環境基本法\*」(平成5(1993)年11月19日法律第91号、最終改正:平成30(2018)年6月13日法律第50号)、「第六次環境基本計画」(令和6(2024)年5月21日閣議決定)や県の「環境基本計画」(令和3(2021)年3月)等を踏まえ、「第三次指宿市総合振興計画」および「指宿市環境保全条例」に沿って、本市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合計画です。

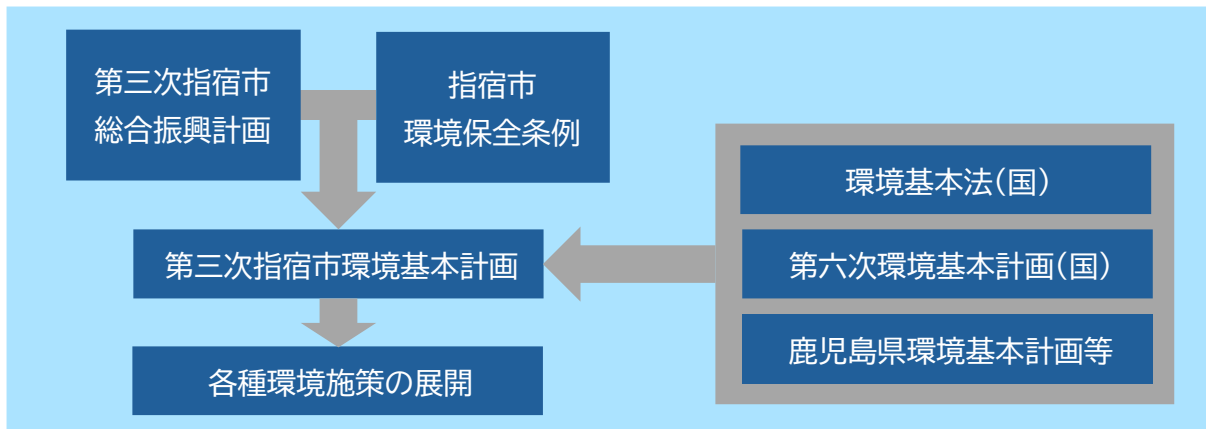


図 1-1 本計画の位置付け

表 1-1 市の上位計画の概要

計画名	環境に関する事項
第三次指宿市総合振興計画	第3章 基本計画【生活環境・協働】共生・協働の心で人と自然が調和したまち 2.環境に配慮した持続可能なまちづくり

表 1-2 国・県の環境基本計画の概要

計画名	概要
第六次環境基本計画(国)	<p>【目指すべき持続可能な社会の姿】 環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング*／生活の質の向上」が実現できる「循環共生型社会」の構築</p> <p>【優先的に取り組む重点戦略】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</li> <li>2.自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上</li> <li>3.環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり</li> <li>4.「ウェルビーイング*／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現</li> <li>5.「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装</li> <li>6.環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献</li> </ol>
鹿児島県環境基本計画	<p>【第3章 計画の基本目標 3計画の基本目標(将来像)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.自然と共生する地域社会づくり</li> <li>2.地球環境を守る脱炭素社会*づくり</li> <li>3.再生可能エネルギー*を活用した地域づくり</li> <li>4.環境負荷が低減される循環型社会の形成</li> </ol>

## 2. 計画の構成

### 2.1 計画の構成

本計画は本市の環境の現状と課題を明らかにし、それに対応した総合的・計画的な施策を推進することを旨とし、次のような構成になっています。



図 1-2 本計画の構成

## 2.2 計画の主体

環境問題に対処するためには、計画の主体である市民・事業者・市等が協力して、さまざまな取り組みを進めていくことが必要となります。

市民・事業者・市等がそれぞれの立場で役割を果たすとともに、協働して本計画を推進します。

表 1-3 「指宿市環境保全条例」に示された各主体の基本的責務

指宿市環境保全条例(抜粋)—各主体の基本的責務と良好な環境の保全—	
<b>【市の役割】</b>	
第3条	市長は、環境基本法*に定める基本理念にのっとり、良好な環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画を策定して、これを実施しなければならない。
第5条	市長は、良好な環境の保護と回復に必要な施策を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない。
<b>【事業者の役割】</b>	
第9条	事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第11条	事業者は、開発行為等事業活動を行うに当たっては、自然環境の保護及び公害の防止に努めるとともに、進んで植生*の回復、緑地の造成等良好な環境の保全に努めなければならない。
<b>【市民の役割】</b>	
第14条	市民は、常に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第15条	市民は、良好な環境をつくるため進んで樹木、花等を植栽し、又は動植物を愛護する等自然環境の保全に努めなければならない。 市民は、道路、下水溝並びに自己の所有又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

## 2.3 計画の期間

本計画の期間は、「第三次指宿市総合振興計画」を環境面から総合的・計画的に推進するために、「第三次指宿市総合振興計画」の計画年度に合わせて、「第二次指宿市環境基本計画」の終了後の令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

また、速やかな対応が必要である新たな課題や、社会経済情勢および環境を巡る状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2.4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。

また、本計画で取り組む環境の対象範囲は、循環型社会・自然共生社会・脱炭素社会\*の実現に向けた生活環境、自然環境および地球環境の保全に係る諸活動と、その活動を支える地域共生社会の活動を含めた範囲を設定します。

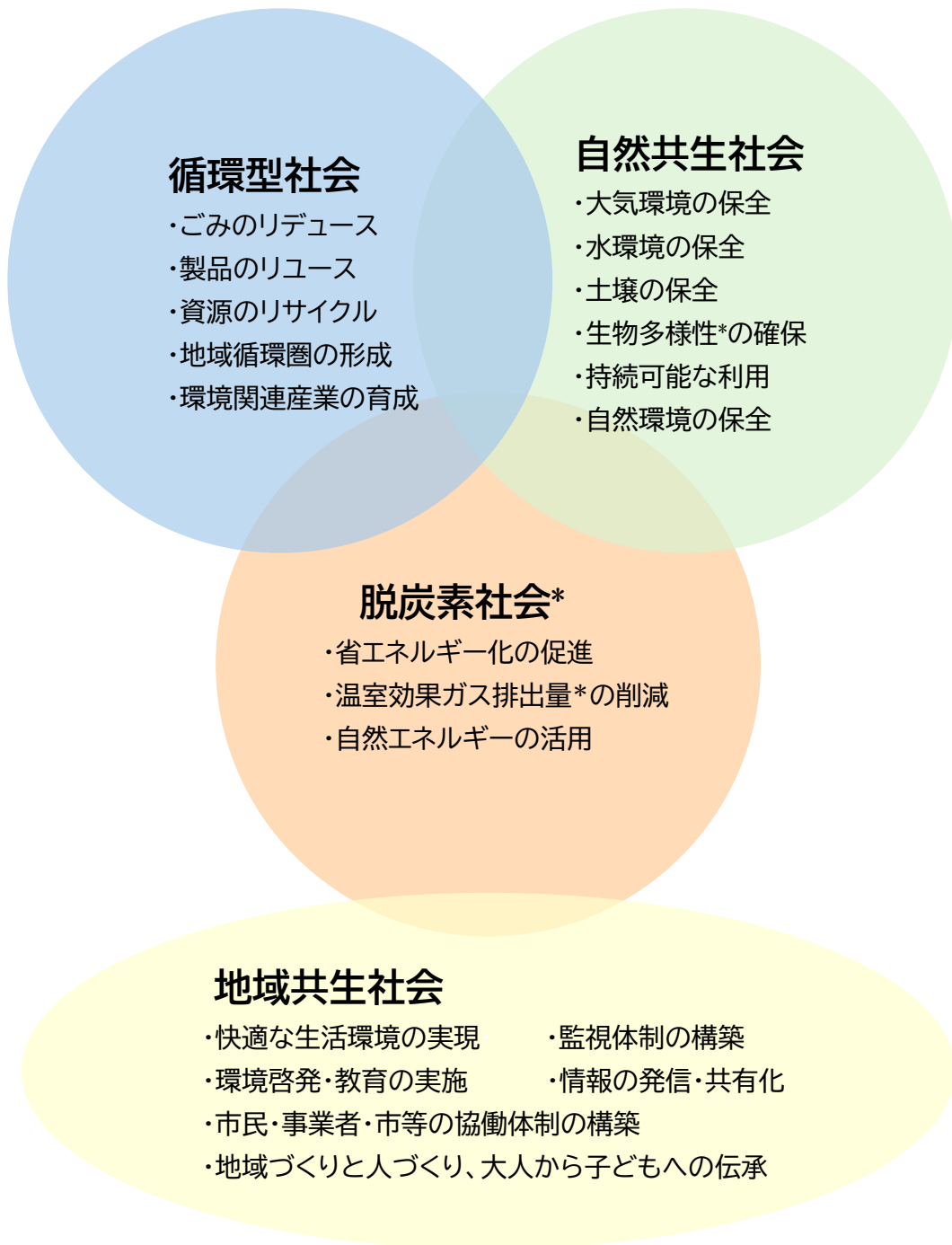


図 1-3 計画の対象範囲